

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十八年八月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称		変更のあった農産物検査員		変更年月日
追加	抹消	氏名	住所	種別
尾道市農業協同組合		橋高 宏幸	三原市深町一九四六番地六	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば
	中串 政則		世羅郡世羅町大字本郷七〇四番地一	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば